

# 山口県報

平成19年  
6月8日  
(金曜日)

## 目次

規則	八
山口県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則(防災危機管理課)	一
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(厚政課)	一
告示	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	二
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	七
救急診療所でなくなった医療機関(医務保険課)	九
救急病院等の認定(医務保険課)	九
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	九
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(道路建設課)	九
公告	一〇
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	一〇
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(五件)(商政課)	一七
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	一七
土地改良区役員の届出(農村整備課)	一七
選管告示	一八
不在者投票のできる老人ホームの指定	一八
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正	一八
山口県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則をここに公布する。	

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第六十六号

山口県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則

山口県動力消防ポンプ性能試験規則(昭和三十年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条の二第六号」を「第二十九条第六号」に改める。

第六条中「動力消防ポンプ規格(昭和二十四年国家公安委員会告示第二号)」を「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令(昭和六十一年自治省令第二十四号)」に規定する規格」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第六十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十六年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

別記一の一の1の(一)中「百人一日につき三万円」を「一人一日につき三百円」に改め、別記一の一の2の(一)中「二百三十四万二千円」を「二百三十二万六千円」に改め、別記一の三の3の(一)の表を次のように改める。

季 別	世帯区分	一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯
夏季(四月から九月まで)		一七,三〇〇円	三三,〇〇〇円	三三,〇〇〇円	三三,〇〇〇円	四九,八〇〇円
冬季(十月から翌年三月まで)		二六,六〇〇円	三七,〇〇〇円	五二,六〇〇円	六〇,〇〇〇円	七五,六〇〇円

備考 六人以上の世帯については、五人世帯の額に、五人を超え一人増すごとに、夏季にあつては七、三〇〇円を、冬季にあつては一〇、四〇〇円を加える。

た額とする。

別記一の三の三の(一)の表中

七、〇〇〇円
二、〇〇〇円
三、〇〇〇円
一、七〇〇円

を

七、〇〇〇円
二、〇〇〇円
三、〇〇〇円
一、七〇〇円

に

六、〇〇〇円
二、〇〇〇円
一、六〇〇円
一、九〇〇円
二、五〇〇円

を

九、〇〇〇円
二、〇〇〇円
一、六〇〇円
二、〇〇〇円
二、五〇〇円

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



### 山口県告示第三百六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年六月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東洋鋼鋳株式会社

住 所 東京都千代田区四番町二番地の二二

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 東洋鋼鋳株式会社下松工場

所在地 下松市大字東豊井一三〇二番地の二

三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔間	一日当た り使用時 間の概 要
六五	平成一九 七、一五	平成一九 八、一	平成一九 八、一	連 続	二四時間 変動なし

備考 「六五」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号の酸又はアルカリによる表面処理施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
六五	通	大	通
六	常	大	常
一〇	最	大	最
一五	最	大	最
二〇	最	大	最
二五	最	大	最
三〇	最	大	最
三五	最	大	最
四〇	最	大	最
四五	最	大	最
五〇	最	大	最
五五	最	大	最
六〇	最	大	最
六五	最	大	最

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 ( $m^3/日$ )	処 理 の 方 式	間 使 用 時 間 間 隔	一 日 使 用 時 間 当 た り の 概 季 節 的 変 動 の 要	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
中和・凝集沈殿処理施設	コンクリート製	五〇、〇〇〇	還 元	連 続	二 四 時 間	変 動 な し	(既)	(設)
"	"	八〇、〇〇〇	中 和 ・ 凝 集 沈 殿	"	"	"	"	"

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 ( $m^3$ )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
還元処理施設	処理前	三	二・三	通
	処理後	"	"	常
中和・凝集沈殿処理施設	処理前	六	一〇・五	通
	処理後	七・五	九・五	常

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 ( $m^3$ )
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 ( $mg/l$ )	
通	常	大	通
常	最	大	常
最	最	大	最

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
三三二(二基)	三・九	"	"	連 続
三三二(一基)	〇・〇〇三三	"	"	"
三三二(四基)	〇・〇〇三三	平成一九一七	平成一九一三〇	断 続 二四時間 変動なし

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区  
所 在 地 宇部市大字小串一九七八番地の六
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

山口県告示第三百七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。  
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年六月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

No. 3	No. 2	No. 1
排水口	排水口	排水口
"	"	七・五
"	八七九	五
"	一	一三
"	二	一九
"	二	一〇
"	五	三〇
"	検出せず	五
"	検出せず	三・九
"	検出せず	六
"	検出せず	二・三
"	検出せず	五・二
一、〇〇〇〇	〇	六四、〇八七
一、五〇〇〇	一、〇〇〇〇	七五、九一六

備考 「三三二(一基)」、「三三二(二基)」及び「三三二(四基)」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、静置分離器及び廃ガス洗浄施設をいう。	"	三三二(二基)	"	〇・〇〇三三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	三三二(一基)	"	一・八	〇・〇〇三三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	三三二(二基)	"	二	〇・〇〇三三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	三三二(一基)	"	五	〇・〇〇三三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	三三二(二基)	"	四・五	〇・〇〇三三	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"



(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	項目		汚水の汚染状態の値	汚水等の量
	処理前	処理後		
好気性排水処理施設	七・五	五	八・七六三	六五・三
	八・一四	一五	三五	〇・五
種別	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)
	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)
汚水の汚染状態の値	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)
	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)
汚水等の量	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 5 排水口	No. 3 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七・五	七・六	七	八・五	六・五	一〇、二九一
〃	八・五	六・八	二・七	二・五	四三、三七三
一四・七	二二・七	二・五	二・八	二・五	四八、五八六
一七・八	二八・二	五	九・六	四	六、六〇〇
九・六	一四・八	四	二・三	二・三	〃
二・三	二・四	二・三	一・五	二・五	〃
一	二・五	二・五	七	二・一	〃
三四・二	五二・二	一・三	〇・〇五五	〇・〇五	〃
〇・〇五五	〇・一四七	〇・〇五	〇・二二	〇・四二	〃
〇・二二	〇・四二	〇・〇五	〇・二二	〇・四二	〃
〇・二二	〇・四二	〇・〇五	〇・二二	〇・四二	〃

第六十二号の非鉄金属製造業の用に供する焼入れ施設をいう。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名称 宇部興産株式会社宇部アルミホイール工場  
所在地 宇部市大字藤曲二五七五番地の六二
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造		使用の方法	
	能力 (個/日)	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
六二一八	一、五二二	平成一九、七、二	平成一九、八、三二	平成一九、九、一
備考	「六二一八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一			

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚水等の 汚染状態の 値		汚水等の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
	通常	最大	
六二八	九・七	二二、〇〇〇	二〇一・六
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大	通常
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大	最大
浮遊物質量 (mg/l)	通常	最大	通常
窒素 (mg/l)	通常	最大	通常
燐 (mg/l)	通常	最大	通常

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排出水の 汚染状態の 値		排出水の一日当たりの量(m <sup>3</sup> )
		通常	最大	
七	七・五	三	一・五	一〇九・二
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大	通常	通常
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大	通常	最大
浮遊物質量 (mg/l)	通常	最大	通常	通常
窒素 (mg/l)	通常	最大	通常	通常
燐 (mg/l)	通常	最大	通常	通常
六価クロム (mg/l)	検出せず	最大	通常	最大

山口県告示第三百八号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十九年六月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 宇部興産株式会社  
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場西地区

所在地 宇部市大字小串一九七八番地の六

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設及び廃ガス洗浄施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。





五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項目		排水水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
				変更後	変更前	通 常 最 大	最 大	
						水素イオン濃度 (水素指数)		
						化学的酸素要求量 (mg/l)		
						浮遊物質 (mg/l)		
						溶解性鉄 (mg/l)		
						窒素 (mg/l)		
						リン (mg/l)		

山口県告示第三百九号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項に規定する診療所でなくなった。

平成十九年六月八日

名 称

平生クリニックスセンター

所 在 地

熊毛郡平生町大字平生町五六九の二二

山口県知事 二井 関成

山口県告示第三百十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一條第一項の規定により、次のとおり救急病院及び救急診療所を認定した。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関成

救急病院及び救急診療所所在地 認定が効力を有する期限

山口県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日  
下関市王喜土地改良区 平成一九、五、二五

山口県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定によ

り、県道山口宇部線嘉川IC高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 県道山口宇部線嘉川IC高架橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
- (一) 工事場所 山口市江崎字出合北から同市江崎字夏ヶ迫までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼単純桁形式橋りょう	六一・五メートル	一九・〇〇メートル (車道二四・〇〇メートル) 一五・〇〇メートル
鋼一径間連続桁形式橋りょう	四五・四メートル	二〇・三〇メートル (車道二二・五メートル) 一七・五メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
  - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
  - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
  - 3 出資比率が三十三パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十九年六月七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。た

だし、法第三条第一項の営業所のうち主たる営業所を山口県内に有している場合又は鉄鋼を製造し、若しくは鋼構造物を製作する工場を山口県内に有している場合は、この限りでない。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
  - 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 総合評定値通知書の写し
  - 3 特定建設業の許可通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
  - 1 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所
  - 1 山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
  - 1 平成十九年六月八日から同月二十二日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
  - 1 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年七月五日までに発送する。

四 その他

- (一) この審査についての問合せは、山口土木建築事務所（電話〇八三一九二二一〇七〇）にすること。



- (二八七) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
  - 1 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとお

り特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。  
 同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年七月二十三日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日  
 平成十九年五月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県乳業食育推進会議

代表者の氏名 吉本 篤

主たる事務所の所在地 下関市菊川町大字田部一番地

三 定款に記載された目的

山口県民に対して牛乳、乳製品等を活用する形で食育を推進する事業を行い、山口県民の健康の増進に寄与すること。

(二八八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年六月八日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名

藏澄 均

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	岡野 直一	変更後	岡野 吉純
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岡野食品産業株式会社				

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十七年八月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江一丁目一番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名

藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	倉重 雅之	変更後	藏澄 均
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久				

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク西宇部店

所在地 宇部市大字際波一六〇二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

<p>三 変更に係る事項の概要</p> <p>株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 藏澄 均</p>		<p>三 変更に係る事項の概要</p> <p>株式会社丸久 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 藏澄 均</p>	
<p>大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称</p>	<p>大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称</p>	<p>大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称</p>	<p>大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称</p>
<p>変更に係る事項</p>	<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>変 更 前</p>	<p>変 更 後</p>
<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の住所</p>	<p>中央薬品株式会社 有限会社工コ</p>	<p>中央薬品株式会社</p>	<p>有限会社工コ</p>
<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の住所</p>	<p>宇部市南小羽山町二丁目二〇番一号</p>	<p>宇部市南小羽山町二丁目二〇番一号</p>	<p>宇部市南小羽山町二丁目二〇番一号</p>

<p>四 届出年月日 平成十九年五月二十四日 変更年月日 平成十六年七月一日</p>		<p>四 届出年月日 平成十九年五月二十四日 変更年月日 平成十七年八月十九日</p>	
<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 アルク西宇部店 所在地 宇部市大字際波一六〇二の一</p>		<p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 名称 アルク西宇部店 所在地 宇部市大字際波一六〇二の一</p>	
<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 藏澄 均</p>		<p>二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 住 住所 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 藏澄 均</p>	
<p>三 変更に係る事項の概要</p>		<p>三 変更に係る事項の概要</p>	
<p>大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称</p>	<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称</p>	<p>変 更 前</p>	<p>変 更 後</p>
<p>大規模小売店舗において小売業を行う者の住所</p>	<p>岡野食品産業株式会社</p>	<p>岡野 直一</p>	<p>岡野 吉純</p>

(二八九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十九年六月八日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。  
平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

ゼオンエフアンドビー株 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号 南 忠幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗を設置する者の氏名	変更前	変更後
株式会社山口フジカラー	石川 修三		秋山 哲也

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十六年五月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

ゼオンエフアンドビー株 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号 南 忠幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の住所	変更前	変更後
東京都港区芝公園二丁目四番一 号		東京都千代田区丸の内一丁目六番二号

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十七年三月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

ゼオンエフアンドビー株 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号 南 忠幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更前	変更後
三嶋 洋一		南 忠幸

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十七年六月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

ゼオンエフアンドビー株 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号 南 忠幸

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
株式会社丸久	倉重 雅之	藏澄 均

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日  
平成十九年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
ゼオンエフアンドビー株 東京都千代田区丸の内一丁目六番二号 南 忠幸  
式会社

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社げんきイー				有限会社げんきイー		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社フリースタイル				有限会社フリースタイル		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"				藤田 貴史		

四 届出年月日  
平成十九年五月二十四日

五 変更年月日  
平成十九年四月十四日

(二九〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
当該届出は、平成十九年六月八日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー				石川 修三		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所					秋山 哲也		

四 届出年月日  
平成十九年五月二十四日

五 変更年月日  
平成十六年五月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	岡野食品産業株式会社				岡野 直一		
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所					岡野 吉純		

四 届出年月日  
平成十九年五月二十四日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日  
平成十七年八月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名  
藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	メガネの田中チエーン株式会社	メガネの田中チエーン株式会社	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社東武住販		株式会社東武住販
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	住		下関市岬之町二番四六号 荻野 利浩

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十八年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名  
藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	河津 幸恵		河津 幸恵
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	住		下関市豊浦町大字室津下一四五の一〇

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十九年二月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

所 代表者の氏名  
藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗を大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	倉重 雅之		藏澄 均
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社丸久		

四 届出年月日

平成十九年五月二十四日

五 変更年月日

平成十九年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社丸久 称 住 防府市大字江泊一九三六 所 代表者の氏名 藏澄 均  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社スイートガーデン	友田 雅己	小池 和則
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日 平成十九年五月二十四日  
 五 変更年月日 平成十九年四月二十七日

(二九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成十九年六月八日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済振興部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月八日 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 フジグラン長門  
 所在地 長門市仙崎三三二の二  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社アステイ 称 住 広島市西区商工センター二丁目一五番一 所 代表者の氏名 木村 祭氏  
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西一丁目二番一号 尾崎 英雄  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	細田 信行	木村 祭氏
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日 平成十九年五月三十一日  
 五 変更年月日 平成十九年三月一日

(二九二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出  
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。  
 当該届出は、平成十九年六月八日から同年十月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月八日 山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名 称 パルティ・フジ美祢  
 所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一  
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社アステイ 称 住 広島市西区商工センター二丁目一五番一 所 代表者の氏名 木村 祭氏  
 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	細田 信行	木村 祭氏
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日 平成十九年五月三十一日  
 五 変更年月日



平成十九年三月一日

(二九三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年一月二十六日山口県公告(三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり田布施町から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月八日から同年七月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び田布施町役場において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス田布施店  
所在地 熊毛郡田布施町中央南二の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年一月二十六日山口県公告(四〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月八日から同年七月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキOne下関  
所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二九五) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年六月八日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
下関市清末土地改良区	理事	中泉 文三	下関市大字阿内三〇
	監事	前原 昭典	清末西町三丁目三番三〇号
		木嶋 辰雄	清末大門三番二一〇号
		中野 常徳	大字阿内二〇一七
		原田 茂博	一六六九

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
厚狭秋山土地改良区	監事	前原 卓雄	清末西町三丁目四番三七号
		藤本 秀信	大字阿内一九八二
		池上 弘	四六一
		桜井 一喜	清末五毛一丁目二番一四号
		繁山 享	山陽小野田市大字厚狭二二八三

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
下関市清末土地改良区	理事	中泉 文三	下関市大字阿内三〇
		木嶋 辰雄	清末大門三番二一〇号
		中野 常徳	大字阿内二〇一七
		徳永 澄男	一三六〇の一
		児玉 元栄	清末西町三丁目三番二二号
		原田 茂博	大字阿内一六六九
		田中 政義	九五五



山口県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成十九年六月八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
養護老人ホーム	清ヶ浜清光苑	阿武郡	阿武町	大字	木与三七の三	平成一九	五	二九	
阿東老人ホーム					阿東町大字生雲中三〇〇				

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月八日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「清ヶ浜清光苑	阿武郡阿武町大字木与三七の三	昭和三八	一	二	一	六
阿武地方阿東老人ホーム	阿東町大字生雲中四五二の七	昭和四二	三	一	三	
特別養護老人ホーム阿東園	大字地福下二八八の一	昭和五九	四	二	〇	

厚狭秋山土地改良区	黒石	知	山陽小野田市大字厚狭一三四四	森本和允	九四〇
〃	河野	昭博	〃	向井正	二九
〃	藤本	秀信	大字阿内一九八二	中野満	〃
〃	原田	稔	〃	前原昭典	〃
〃	監事			清末西町二丁目九番一六号	〃
〃				清末西町三丁目三番三号	〃
〃				五番一一号	〃
〃				一三一九	〃

「特別養護老人ホーム阿東 阿武郡阿東町大字地福下二八八の一 昭和五九、四、二〇」に  
改める。

平成十九年六月八日印刷  
平成十九年六月八日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）